

2019 年 9 月 27 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

「就業時間内禁煙」の実施について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が 2020 年 4 月から全面施行される等、禁煙に対する取組みが更に活発化している状況等に鑑み、職員の益々の健康増進の観点から「就業時間内禁煙」を実施することとしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 趣旨

- （1）受動喫煙の問題等がクローズアップされ、改正健康増進法が施行される等、禁煙に対する取組みが更に活発化している状況に鑑み、職員の更なる健康増進を図るため実施するものです。
- （2）「就業時間内禁煙」とすることで、たばこを吸う職員はもちろんのこと、たばこを吸わない職員の健康増進も図ってまいります。

2. 実施内容

- （1）対象者：当行全役職員
- （2）実施日：2019 年 10 月 1 日（火）
- （3）就業時間内は、外出先、出張先、移動中等、あらゆる場所において禁煙とします。
- （4）休憩時間、就業時間前後は従来通り、喫煙は可とします。

以 上

本件における問合せ先 総務部人事課 奥平 電話番号 022-225-8250
--